

令和5年度東浦町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本町の全ての課等が発注する物品等の調達に対し適用する。

4 調達の対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等とする。

5 調達を推進する物品等

本町が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

6 調達目標

本年度の調達目標は、前年度の調達実績を目標とし、それを上回るように努めるものとする。

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報収集に努め、各課等に対して情報提供を行うものとする。
- (2) 各課等は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等への発注可能な物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (3) 各課等は、これまで障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努めるものとする。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針の作成又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績の概要を取りまとめたときは、町ホームページ等により速やかに公表する。

9 その他

本町が直接物品等の調達を行うほか、庁舎や行事等における物品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達の拡大が図られるよう支援を行うものとする。